

八戸市トイレカー貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八戸市が所有し管理するトイレカーについて、公務で使用しないときの有効活用を図るため、トイレカーの貸出しに関し必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象)

第2条 トイレカー借受の申請をすることができる団体は、主に市内を活動場所とし、次に掲げる公益活動を行う非営利団体とする。

- (1) 防災・防犯・交通安全活動
- (2) スポーツ・文化・イベント活動
- (3) 環境美化活動
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

2 トイレカーを運転することができる者は、前項の団体若しくはトイレカーを運転する者が加入する保険において、他車を運転した際に下記の内容を補償できるものとする。

- (1) 対人賠償保険（補償金額が無制限であるもの）
- (2) 対物賠償保険（補償金額が無制限であるもの）
- (3) 人身傷害保険
- (4) 車両保険

(貸出車)

第3条 貸出しをするトイレカーは、別表のとおりとする。

(使用区域)

第4条 トイレカーの使用区域は、原則として市内とする。

(貸出手続等)

第5条 トイレカーの借受を希望する者（以下「申請者」という。）は、八戸市トイレカー借受申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要事項を記載のうえ、使用開始日の7日前までに市長に提出するものとする。

2 前項の申請には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) トイレカーを運転する者の運転免許証の写し
- (2) トイレカーを運転する者若しくはその者が属する団体の自動車保険の加入者証明書の写し（保険内容にあつては他車を運転した際に下記の内容を補償するものとする。）

- ア 対人賠償保険（補償金額が無制限であるもの）
- イ 対物賠償保険（補償金額が無制限であるもの）
- ウ 人身傷害保険

エ 車両保険

(3) その他市長が必要と認める書類

3 申請に係る窓口は、危機管理部災害対策課とする。

(貸出しの承認)

第6条 市は、申請書の提出があった場合において、貸出しが適当と認めたときは、八戸市トイレカー貸出承認通知書(様式第2号)により申請者に対し通知を行った上で、トイレカーを貸し出すものとする。

2 市長は、申請者に対して前項に規定する通知を行うに当たり、管理上必要な条件を付することができるものとする。

(貸出期間及び返却)

第7条 トイレカーの貸出期間は、イベント等で実際に稼働させる日のほか、借受及び返却に要する日を加え原則7日以内とする。ただし、市長が必要と認める場合は、貸出期間を延長できるものとする。

2 トイレカーの借受及び返却は、八戸市の休日に関する条例(平成2年八戸市条例第20号)第1条に定める休日以外の午前9時から午後4時の間で行うものとする。

3 トイレカーを借り受けた者(以下「借受者」という。)は、トイレカーを返却する際に、付属する汚水タンク内のし尿の処理及び清掃、トイレ室内の清掃(以下、「し尿の処理等」という。)を実施したうえで、市に対し返却を行うものとする。

4 市は、返却があった際はトイレカーの検査を行い、し尿の処理等が不十分な場合は、改めて借受者にし尿の処理等を実施させることができるものとする。

5 借受者は、八戸市車両管理規程(平成17年3月30日訓令第2号)第10条第1項に定める車両運転日報兼運行前点検報告書にその日の運行状況等を記録し、八戸市危機管理部災害対策課長あてに報告しなければならない。

(法令遵守)

第8条 借受者は、法令、訓令を遵守し、交通事故等の防止に万全を期さなければならない。

(注意事項)

第9条 借受者は、トイレカーの利用者の態様に応じた注意喚起等を行い、利用者の安全に配慮しなければならないものとする。

(費用の負担)

第10条 トイレカーの貸出は、無料とする。ただし、トイレカーの運搬及び設置に係る費用及びトイレカーを稼働させるために使用する電気、燃料、水道、トイレトーパー等消耗品、し尿の処理等の費用については、全て借受者の負担とする。

2 借受者に過失のある場合におけるトイレカーの故障等については、その修繕に要する費用は全て借受者において負担するものとする。

3 前2項に掲げるもののほか、必要な費用の負担については、市と借受者において

その都度協議するものとする。

(転貸等の禁止)

第 11 条 借受者は、トイレカーを第三者に転貸し、又は営利を目的とする行為に使用してはならない。

(貸出承認の取消し)

第 12 条 市は、借受者が前 8 条及び前条の規定に違反した場合のほか、災害発生等の緊急かつやむを得ない場合によりトイレカーを市が使用し、又は他の者に貸し出す必要が生じたときは、貸出前にあっては第 6 条の規定による承認を取り消し、又は貸出期間中であっても直ちに返却させることができるものとする。

(事故等の報告)

第 13 条 借受者は、トイレカーの使用中に交通事故等が発生したとき又は道路交通法に違反したときは、同法に定められた措置をとるとともに、直ちに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

2 借受者は、前項の指示を受けた後、速やかに、八戸市トイレカー事故報告書（様式第 3 号）に市長が指示する書類を添付して提出しなければならない。

(損害賠償)

第 14 条 借受者は、交通事故等の示談交渉を行うに当たり、当該交通事故等が早期かつ円満に解決できるよう、誠意をもって対応しなければならない。

2 市は、借受者の交通事故等による損害賠償費用、借受者が故意若しくは過失によりトイレカーを毀損し、若しくは亡失したことによる原状回復費用又は借受者が道路交通法に違反したことにより生じた費用を負担したときは、次に掲げる費用を除き、当該費用を借受者に求償することができる。

(1) 市の責めに帰すべき事由により生じた損害賠償費用

(補則)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 2 月 14 日から実施する。

別表（第3条関係）

	種別	車両番号（愛称）	寸法（長さ×幅×高さ）	排気量
1	トイレカー（2室型）	八戸 800 す 626 （アシサシ号）	3,640mm×1,670mm×2,750mm	650cc
2	トイレカー（2室型）	八戸 800 す 627 （いかすトイレ号）	3,640mm×1,670mm×2,750mm	650cc
3	トイレカー（2室型）	八戸 800 す 628 （アヤーレ・エボシ号）	3,640mm×1,670mm×2,750mm	650cc

主な仕様（3台共通）

大便器（洋式）	2式（ウォシュレット付）	外観寸法 
手洗い場 蛇口	2式	
昇降用階段	格納式昇降用ステップ付属	
昇降用手すり	2式	
換気扇	1式	
トイレ使用回数	概ね 70～110 回程度	
貯水タンク容量	100L	
便槽タンク容量	280L	
駆動方式	4WD・AT	
エンジン	ガソリン（レギュラー）	
その他	太陽光発電機能（ソーラーパネル）付き	

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

（あて先）八戸市長

（申請者）住 所
団 体 名
代表者氏名

八戸市トイレカー借受申請書

八戸市トイレカーの借り受けを希望するので、下記のとおり申請します。

記

1 引渡希望日時	年 月 日 時
2 返却予定日時	年 月 日 時
3 設置場所 場所が分かる図面を添付すること	
4 設置目的（イベント名称）	
5 イベント概要 ※別添にて詳細の分かる資料 （企画書、チラシ等）を添付すること	
6 運転者	氏 名： 電 話 番 号： E メ ー ル：
7 担当者 ※貸出日に直接連絡が可能な担当 者の情報を記載すること	所属（役職）： 氏 名： 電 話 番 号： E メ ー ル：

備考 使用者の運転免許証及び自動車保険加入者証明書の写しを添付すること

様式第2号（第6条関係）

八 災 第 号
年 月 日

(申請書) 様

八戸市長

(公印省略)

八戸市トイレカー貸出承認通知書

年 月 日付けで申請のありました八戸市トイレカーの貸出しについて、
下記のとおり承認します。

記

1 貸出期間	年 月 日 () 時から 年 月 日 () 時まで
2 貸出車種	☐ トイレカー (2 室型) 八戸 800 す 626 (アシサシ号)
	☐ トイレカー (2 室型) 八戸 800 す 627 (いかすトイレ号)
	☐ トイレカー (2 室型) 八戸 800 す 628 (アヤーレ・エボシ号)
3 貸出場所 (設置場所)	
4 貸出条件	八戸市トイレカー貸出要綱に基づき、次の事項を遵守すること。 1 道路交通法とその他関係法令を遵守して運転すること。 2 交通事故等で第三者又はトイレカーに損害を与えたときは、 その賠償に要する費用のうち、市が賠償すべき費用を除く一切の 費用は、借受者が負担すること。 3 上記のほか、要綱等を遵守し、かつ、市の指示に従って使用 すること。 4 その他

様式第 3 号（第 13 条関係）

八戸市トイレカー事故報告書

報告 年 月 日

（あて先）八戸市長

（申請者）住 所
団 体 名
代表者氏名

八戸市トイレカー貸出要綱第 13 条第 3 項の規定により、次のとおり報告します。

運 転 者	車 名	住所
		氏名
	自動車登録番号	連絡先
		免許証の番号
相 手 方	車 名	住所
		氏名
	自動車登録番号	連絡先
事 故 発 生	日時 年 月 日 午前・午後 時 分(天候)	
	場所	
事故発生状況（車両、道路状況等を略図で記載）		

【添付書類】 ☐免許証の写し ☐事故現場及び車両の写真